令和６年度（令和５年分）以降の給与支払報告書の控除対象扶養親族の区分欄の記載方法

令和２年度税制改正により、令和５年１月以降、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の要件が見直されました。

これにより、令和６年度（令和５年分）以降の給与支払報告書の控除対象扶養親族の「区分」欄については下記の内容で記載して下さい。

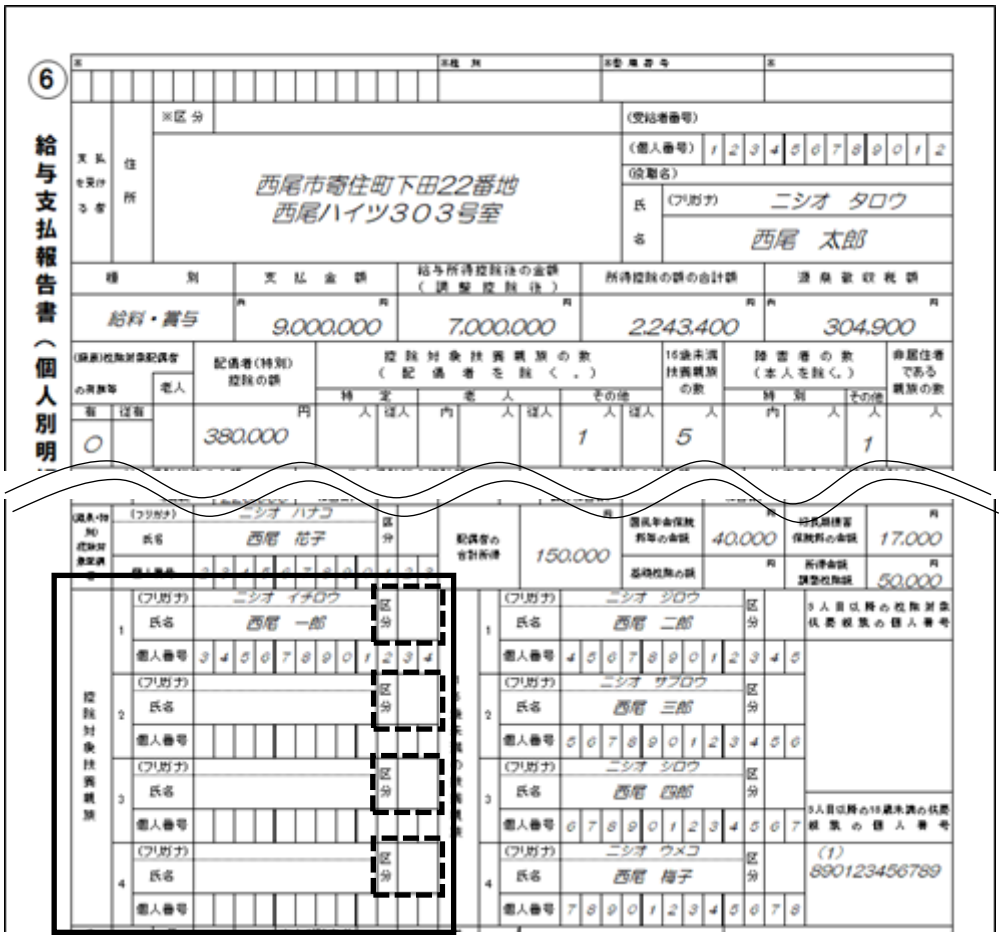

●控除対象扶養親族の区分

表示	控除対象扶養親族の区分
空欄※1	居住者
01	非居住者（30 歳未満又は 70 歳以上）
02	非居住者（30 歳以上 70 歳未満、留学生※2）
03	非居住者（30 歳以上 70 歳未満、障害者）
04	非居住者（30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金※2）

※１　給与支払報告書を eLTAX 又は光ディスク等で提出する場合は、「00」と記録してください。

※２　①「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

②「38 万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者をそれぞれ表現しています。

なお、30 歳以上 70 歳未満の非居住者が上記 02～04 の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。